

県有財産売買契約書(案)

売扱人 岐阜県（以下「甲」という。）と買受人【落札者名】（以下「乙」という。）との間において、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

（土地）

所 在 地 番	地 目	公簿面積 (m ²)	実測面積 (m ²)

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 乙が納付した入札保証金は、契約保証金として全額充当するものとする。

- 2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金額を売買代金に充当するものとする。
- 5 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、第3条の売買代金から乙が既に納付した契約保証金を控除した金額を、甲が指定する方法により、甲が指定する期限までに、所定の金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納した時に乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第7条 乙は、前条の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。
この場合において、当該登記に要する費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、売買物件の所有権が乙に移転した後、直ちに売買物件を乙に引き渡し、乙は、直ちに当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第9条 甲乙双方の責に帰することができない事由により甲が売買物件を引き渡すことができなくなったときは、乙は、甲に対して売買代金の支払を拒むことができる。

- 2 乙の責に帰すべき事由によって売買物件を引き渡すことができなくなったときは、乙は、売買代金の支払を拒むことができない。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、売買物件の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることが

できないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、この契約締結後において、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、当該物件に種類又は品質に関して契約に適合しないものがあり、この契約を締結した目的を達せられない場合には契約の解除を、その他の場合には甲に対し履行の追完、売買代金の減額又は損害賠償の請求をすることができる。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

（特則）

- 第11条 乙は、本契約締結の日から5年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- 2 乙は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、また、その用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

- 第12条 甲は、前条に定める特則に関し、必要があると認めるとときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、甲が必要に応じて行う履行状況の実地調査及び所要の報告を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（違約金）

- 第13条 乙は、第11条及び前条第2項に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円を違約金として、甲に支払わなくてはならない。
- 2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

- 第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利

用していると認められる個人又は法人等

- (10) 第3号から前号までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（同号に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- 3 売買物件を引き渡すことができなくなったことが乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は、契約の解除をすることができない。

（原状回復及び返還金等）

第15条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
- 3 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。
- 4 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、乙が支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。
- 5 甲は、前条の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責を負わない。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第17条 甲は、第15条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第13条第1項の違約金又は前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（売払結果の公表）

第19条 甲は、売買物件の所有権の移転後、物件の所在地、契約方法、物件の種類、登記地目、面積、契約年月日、契約金額、乙の名称（個人である場合を除く。）、借地権の有無、価格形成上の減価要因、都市計画上の制限等を公表するものとし、乙は、これを認める。

（疑義等の決定）

第20条 この契約に関する疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（裁判管轄）

第21条 この契約に関する訴えについては、岐阜県庁の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売 払 人 岐阜市薮田南二丁目1番1号
岐 阜 県
代表者 岐阜県知事 江崎 賢英

乙 買 受 人 (住所)

(氏名)

特記仕様書

不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に債務を履行することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。